

概要版

粕屋町

男女共同参画計画 後期計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月
粕屋町

計画の策定にあたって

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、共に責任を負う社会です。我が国では、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)などが施行され、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきました。

粕屋町では、2015年(平成27年)に「粕屋町男女共同参画計画」を策定、「粕屋町男女共同参画推進条例」も施行し、教育・啓発、保健福祉、子育て支援、労働、企業活動など多岐にわたる男女共同参画に関する事業を推進してきました。しかし2019年(令和元年)町民意識調査では、いまだに固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが根深く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて多くの課題が残されています。

そこで、粕屋町における男女共同参画社会の形成をよりいっそう進めるために、現在の計画を見直し今後5年間の「粕屋町男女共同参画計画 後期計画」を策定しました。

計画の期間

この計画の期間は、2015年度(平成27年度)から2024年度(令和6年度)までの10年間としています。2019年(令和元年)に社会情勢の変化や様々な関連法の改正・施行に対応して現在の計画について点検と見直しを行いました。後期計画の期間は、2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間です。



計画の基本理念

粕屋町では、すべての人がその性別にかかわらず、個人の個性や意欲、適性や能力に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるまちを目指して、この計画の基本理念を以下のように定めます。

**女性も男性も共にいきいきと活躍し、
誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する**

計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する	I 男女共同参画社会 実現のための 意識づくり	1 男女共同参画についての意識啓発 2 男女共同参画についての教育・学習の推進	(1) 町民の理解を深める啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供 (1) 教育・保育における男女平等教育の推進 (2) 生涯学習における男女共同参画の推進
	II 男女が共に能力を 発揮できる 社会づくり	1 働く場における男女共同参画の促進 2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 事業所等への啓発・情報提供 (2) 女性の就労支援 (1) ワーク・ライフ・バランスの普及促進 (2) 男性の家事・育児・介護、地域への参加の促進 (3) 子育て・介護と就労との両立支援
	III 男女が共に参加し 支えあう まちづくり	1 政策・方針決定の場への女性の参画推進 2 地域における男女共同参画の推進	(1) 各種審議会委員等への女性の積極的登用 (2) 女性リーダーの養成 (1) 地域活動における男女共同参画の促進 (2) 防災における男女共同参画の促進
	IV 男女が安心して 健やかに暮らせる 環境づくり	1 生涯を通じた健康支援 2 あらゆる暴力の根絶 3 困難な状況に置かれている人への支援	(1) ライフステージに配慮した男女の健康支援 (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進 (1) DV防止のための啓発 (2) DV相談体制と被害者保護・支援の充実 (3) 性暴力やハラスメントの防止に向けた取組の推進 (1) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 配慮を必要とする男女への支援
	推進体制		(1) 特定事業主行動計画の推進 (2) 推進体制の整備 (3) 計画の点検・評価

* 基本目標Ⅱ、Ⅲは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画」として位置付ける。

* 基本目標Ⅳは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する基本計画」として位置付ける。

男女共同参画社会実現のための意識づくり

町民の男女平等の意識を醸成し、固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、その意識を醸成していきます。

(条例の基本理念 1、3、6)

基本施策1. 男女共同参画についての意識啓発

(1) 町民の理解を深める啓発活動の推進

- 男女共同参画に関する情報の提供
- 男女共同参画関連講座・講演会等の実施

(2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

- 男女共同参画週間の推進
- 関連図書の収集と紹介

基本施策2. 男女共同参画についての教育・学習の推進

(1) 教育・保育における男女平等教育の推進

- 乳幼児期からの男女平等教育の推進
- 学校教育における男女平等教育の推進
- 男女平等教育に関する教職員の研修
- 保育所・幼稚園職員への研修

(2) 生涯学習における男女共同参画の推進

- 地域や団体への啓発と支援
- 出前講座による学習機会の提供

重点的な取組

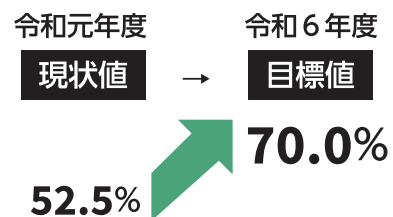
町民の理解を深める啓発活動の推進

男女共同参画のまちづくりを進めるためには、粕屋町の取組について町民の皆さんへ周知するとともに継続した意識啓発が必要です。町民の皆さんが男女共同参画や条例をより身近に感じられるように、広報のあり方や世代に応じた意識啓発の方法などを工夫します。

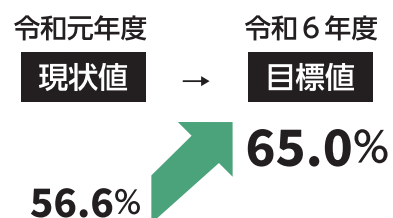


成果指標

● 「男女共同参画社会」の認知率



● 固定的性別役割分担の考え方[※]に同感しない人の割合



※固定的性別役割分担の考え方とは「男は仕事、女は家庭」という考え方

男女が共に能力を発揮できる社会づくり

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育てや介護等の支援充実や男性の子育て等への参画の促進を図ります。

(条例の基本理念 2.5)

基本施策1. 働く場における男女共同参画の促進

(1) 事業所等への啓発・情報提供

- 法律や制度について啓発
- 指名登録事業者への意識啓発

(2) 女性の就労支援

- 女性の再就労に対する支援
- 女性の労働に関する支援
- 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

基本施策2. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及促進

- ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発

(2) 男性の家事・育児・介護、地域への参加の促進

- 男性の家事・育児・介護への参画意識の形成
- 父親の育児参加機会の提供

(3) 子育て・介護と就労との両立支援

- 子育てと就労の両立支援サービスの充実
- 介護と就労の両立支援サービスの充実
- 講座・会議等での託児の実施

重点的な取組

男性の家事・育児・介護、地域活動への参画の促進

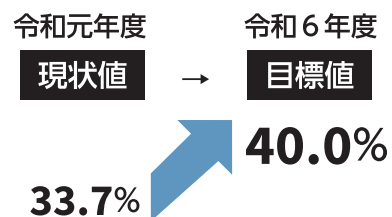
働き方改革は国の重要課題の一つであり、ワーク・ライフ・バランスの実現を進めなければなりません。男性の家事・育児・介護、地域活動に関心を高めるよう町民の皆さんや事業所に啓発や情報提供を行います。

ワーク・ライフ・バランスの周知と重要性について理解を促し、男性が仕事と家庭、地域活動などのバランスのとれた働き方ができるよう啓発します。

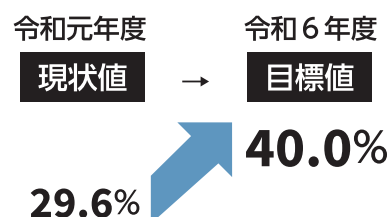


成果指標

- 「ワーク・ライフ・バランス」の認知率



- 「育児、子どものしつけ」を夫と妻で同程度行っていると答える人の割合



男女が共に参加し支えあうまちづくり

政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

(条例の基本理念 2、4)

基本施策 1. 政策・方針決定の場への女性の参画推進

(1) 各種審議会委員等への女性の積極的登用

- 各種審議会等への女性登用率の向上
- 各種審議会等の女性委員のエンパワーメント支援

(2) 女性リーダーの養成

- 女性リーダーの育成に関する情報提供

基本施策 2. 地域における男女共同参画の推進

(1) 地域活動における男女共同参画の促進

- 地域や団体への啓発と支援(再掲)
- 地域活動におけるリーダーへの女性の参画促進

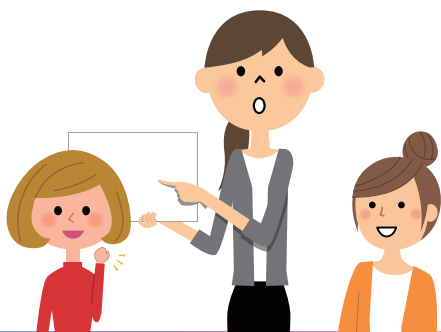
(2) 防災における男女共同参画の促進

- 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策
- 自主防災組織での女性の活躍促進

重点的な取組

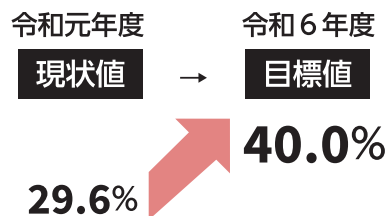
あらゆる場での女性の積極的登用及び拡大

女性は生活の場で課題に直面することが多く、地域活動や町政の決定の場に女性の参画が拡大することは、現状に応じた課題解決につながります。地域活動の場で方針決定や運営に女性が参画しやすくなるよう自治会などの地域団体と連携して環境を整えます。また、女性リーダーの意義への理解を深める研修など女性の積極的登用と拡大に向けて取り組めます。

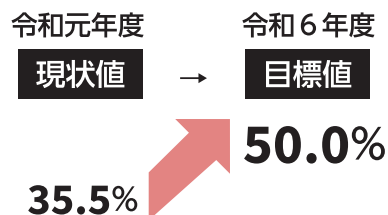


成果指標

- 「育児、子どものしつけ」を夫と妻で同程度行っていると答える人の割合(再掲)



- 各種審議会の女性の参加率



男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

男女が生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、人生の各段階に応じた健康支援やDV防止・あらゆる暴力の根絶に向けた人権教育・啓発、困難な状況に置かれている人への支援に取り組みます。

(条例の基本理念 6、7、8)

基本施策 1. 生涯を通じた健康支援

(1) ライフステージに配慮した男女の健康支援

- 主体的に取り組む健康づくり

(2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[※]に関する理解の促進

- 人権を尊重した性に関する情報提供・啓発
- 女性の心身の健康に関する情報提供・啓発
- 性教育の推進

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：性と生殖に関する健康と権利

基本施策 2. あらゆる暴力の根絶

(1) DV防止のための啓発

- DV防止に関する啓発の充実
- デートDV防止に関する啓発

(2) DV相談体制と被害者保護・支援の充実

- 相談窓口等の情報提供
- 関係職員・機関の理解促進
- かすや地区女性ホットラインの周知
- 関係機関との連携
- 個人情報保護の徹底
- DV被害者の自立支援

(3) 性暴力やハラスメントの防止に向けた取組の推進

- 性犯罪など被害防止に向けた啓発
- 性暴力被害者保護と自立支援制度の周知
- ハラスメントの防止のための啓発

基本施策 3. 困難な状況に置かれている人への支援

(1) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備

- 介護者・養護者に対する支援の充実
- 自立支援施策の充実

(2) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭への経済的支援・相談の充実

(3) 配慮を必要とする男女への支援

- 配慮を必要とする男女への支援

重点的な取組

成果指標

DV防止に向けた啓発と被害者支援の取組

DVの相談窓口の認知を高めるとともに、周囲の人が適切な支援につなぐことができるようDVへの理解を深める啓発を進めます。

若年層に対してはデートDV防止について啓発します。

- DVに関する相談窓口の認知率

令和元年度	→	令和6年度
現状値		目標値
		70.0%

14.6%[※]

- 暴力を受けた経験のある人のうち相談しなかった人の割合

令和元年度	→	令和6年度
現状値		目標値
		30.0%

49.1%

※DVに関する相談窓口の認知率の現状値は「かすや地区女性ホットライン」の認知率(前期計画における成果指標)を掲載

粕屋町男女共同参画推進条例の基本理念

平成27年12月制定

- (1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、直接的又は間接的な性による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。
- (2) すべての人は、固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、男女平等の意識の形成について、教育は重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育を受けられるよう配慮されなければならない。
- (4) すべての人は、性にかかわらず、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されなければならない。
- (5) すべての人は、家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、学校、職場、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行わなければならない。
- (7) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されなければならない。
- (8) すべての人は、対等な関係の下に、互いに性の理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されなければならない。

夫や恋人からの暴力、セクシャル・ハラスメント、家族のこと、子育て、仕事、人間関係など

ひとりで悩んでいませんか?

**かすや地区
女性ホットライン**

☎092-401-5353

毎日10:00~17:00
(木曜のみ ~19:00)
※祝日・年末年始はお休みします

福岡ジェンダー研究所の相談員が担当します。

さまざまな
ご相談に
応じます



男性DV被害者のための相談ホットライン

☎092-571-1462

毎週水・木 17:00~20:00 毎週金 12:00~16:00
(祝日・年末年始を除く)

LGBTの方のDV被害者相談ホットライン

☎080-2701-5461

第2火曜 12:00~16:00 第4火曜 17:00~20:00
(祝日・年末年始を除く)



粕屋町

発行 粕屋町 協働のまちづくり課

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

TEL 092-938-0173

FAX 092-938-3150

<https://www.town.kasuya.fukuoka.jp/>

粕屋町 男女共同参画 